

福祉用具購入項目

番号	種目	機能又は構造等
1	腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 (1)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2)洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3)電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4)便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
2	自動排泄処理装置の変換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。
3	入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る。 (1)入浴用椅子 (2)浴槽用手すり (3)浴槽内椅子 (4)入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの。） (5)浴室内すのこ (6)浴槽内すのこ (7)入浴用介助ベルト
4	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
5	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。
6	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
7	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。
8	歩行補助つえ	カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。